

# 令和8年度「ひょうご子ども・若者応援団」

## 一般助成事業 実施要綱



### 1 事業の目的

公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）では、企業や社会奉仕団体、個人等から託された寄付金を原資として、地域の青少年団体やグループが行う青少年育成活動を支援する「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業（以下「助成事業」という。）を実施し、青少年の健全育成を推進する。

具体には、青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体・グループ（以下「団体等」という。）が新たに取り組む事業等に対し、自立した運営に円滑に移行できるよう、事業の初期段階において支援を行うものである。

### 2 助成対象団体等

青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体等であって、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であるとともに、定款又は規約等の中に、青少年の健全育成に取り組む旨の趣旨が記載されていること
- (2) 5名以上の会員又は構成員を有し、団体等として独立した経理を行っていること
- (3) 兵庫県内に活動拠点を有し、県内で1年以上活動していること
- (4) 宗教活動や政治活動、営利活動を目的としていないこと
- (5) 暴力を用いる反社会的行動をしていないこと
- (6) 活動が公共の福祉に反していないこと

### 3 助成対象事業

助成事業の対象は、団体等が青少年の能動的な活動等を通じて健全育成を目指して実施する次に掲げる事業であって、①新たに取り組む事業（1年目）、②従来の事業をリニューアルして取り組む事業（1年目）、③自立的な運営に向け、事業の手法・内容等を見直し・工夫を加えながら取り組む継続事業（2年目以降）とする。

また、青少年の健全育成を目的としていることから、事業実施日1回あたり、参加者の概ね半数以上かつ10人以上が県内の青少年であること、を要件とする。

ただし、宗教・政治・営利に関わる事業は対象外とする。

- (1) 青少年の自然体験
- (2) 青少年の社会参加
- (3) 青少年の非行防止
- (4) 青少年のリーダーの養成
- (5) 青少年の自立支援
- (6) 青少年の国際交流
- (7) 青少年を含む世代間・地域間交流
- (8) その他、理事長が必要と認める事業

### 4 助成対象外となる事業

次の各号のいずれかに該当する事業は、助成事業の対象から除外します。

- (1) 県から助成を受けている事業
- (2) 他の団体に対する補助・委託を目的とした事業

- (3) 団体の本来業務の事業（入団式等）、メンバーシップ事業  
(一般からの参加者募集をせず、その団体の構成員のみを対象とした事業)
- (4) 青少年本部の助成（子どもの冒険ひろば等）との併用実施事業
- (5) 政治や宗教、営利に関わる事業
- (6) 常設して行われる事業に対し必要な経費（維持・運営経費）

## 5 その他

---

### (1) 助成年数

原則として、3年目まで

ただし、自立的な事業継続に向けた円滑な取り組みを促すため、事業内容の充実やスタッフ等の人材育成、事業資金の確保について、課題及び解決方策を明示していただくことにより、4年目、5年目についても助成申請可とする。

### (2) 助成金額

本助成事業を初めて活用する事業に対して、1件当たり予算の範囲内で、次の区分による額とする。（予算の範囲内）

- 1年目 対象経費のうち上限 15万円（定額。千円未満切捨て）
- 2年目 対象経費のうち上限 10万円（定額。千円未満切捨て）
- 3年目 対象経費のうち上限 10万円（定額。千円未満切捨て）
- ※4年目 対象経費のうち上限 10万円（定額。千円未満切捨て）
- ※5年目 対象経費のうち上限 10万円（定額。千円未満切捨て）

注1） 新たに取り組む事業等（1年目）として申請された場合でも、以前に助成した事業と目的や対象者、実施内容等が類似する場合は、助成対象外あるいは継続事業（2年目以降～）として取り扱う。

注2） 助成を受けたことがある団体等が助成終了後に助成を受けていた期間を空けて新たに取り組む事業等を実施しようとする場合、助成申請を行うことができる。

#### （例）3年間助成を受けた場合

助成終了後に3年間空けてから助成申請が可能

### (3) 助成金の支払い

助成団体等への助成金の支払いについては、助成団体等から提出された実績報告書を確認したのちに、助成金額を確定させ、支払うものとする。

### (4) 受益者負担

団体等は、事業の実施にあたって、事業の目的・内容などを踏まえ、受益者負担を適正に考慮するものとする（例：調理体験に係る食材費相当分や制作体験に係る材料費相当分など）。

### (5) 助成件数

半期で25件程度とし、当該年度の採択は、1団体につき1件限りとする。

### (6) 事業の対象期間

＜上期＞令和8年 4月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで

＜下期＞令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

(7) 募集(申請)期間

<上期>令和8年1月5日(月)から同年1月23日(金)(必着)まで

<下期>令和8年7月1日(水)から同年7月21日(火)(必着)まで

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。

公益財団法人兵庫県青少年本部  
「ひょうご子ども・若者応援団」担当

〒653-0036

神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号  
アスタくにづか1番館南棟3階

TEL 078-891-7410 FAX 078-891-7418

ホームページ <https://seishonen.or.jp>

電子メール ouendan@seishonen.or.jp

